

平成19年度 合法性・持続可能性証明システム普及事業の進め方について

第3回合法性・持続可能性証明システム普及事業WG会合

I 供給側への普及

短期間に業界団体認定が普及、信頼性が課題

1 認定事業者等の研修

急速に拡大した団体認定の信頼性を確保するため、認定団体の責任者、および認定事業者の分別管理・文書管理の責任者を対象とした、研修を実施予定

- ①違法伐採問題取組の意義
- ②需要者側の動向と期待
- ③事例研究

2 テキスト作成

上記に基づいて作成

II 調達側への普及

供給体制に応じた需要者側への PR

1 合法木材製品紹介ページ（合法木材ナビ）の作成

<http://www.goho-wood.jp/test/seihin/>

2 シンボルマークの作成とその使用

(1) マークの必要性、使用方法

① 合法木材の証明システム及び合法木材・同製品のPR

② 合法木材・同製品の供給事業者の表示

③ 合法木材・同製品（主として家具・文具類など最終消費物品）の表示

(2) マークの使用許可

① 全木連設置の管理委員会による使用許可

② 上記の事業者表示、製品表示は全木連から管理権限を受託した当該認定団体による使用許可

③ 製品表示の場合は団体認定識別番号の表示及び製品の種類の特定と公表

III 国際セミナーの取組

セミナーステートメント「国際セミナーをきっかけとしてGoho-wood 認証システムのネットワークを作ろう」に応じた展開

証明システムの紹介とともに、消費側・調達側も招待

平成18年度 違法伐採総合対策推進協議会関係の動き

	グリーン購入法	協議会の開催	合法性・持続可能性証明木材供給事例調査事業	合法性・持続可能性証明システム検証事業	合法性・持続可能性証明システム普及事業
			行事	ツール	
4月	4/1～改正法施行				4/25合法木材の供給体制に関する打合会
5月		5/23第1回協議会			
6月		6/19第1回証明方法検討部会			
7月		7/20第1回合同WG会合			
8月					8/24-26DIYホームセンターショールーム
9月					
10月	10/1～調達スタート				10/6ホームページ「合法木ナビ」開設
11月		11/20第2回普及事業WG会合			11/22～25「エコビルド2006」出展
12月		12/11第2回事例調査・検証事業WG会合			12/14～16「エコプロダクツ展2006」出展
1月					
2月					2/26、27 国際セミナー開催
3月		3/15第三回合同WG 3/22第二回証明方法検討部会			2月時点で4,572事業者が認定

主要国事例調査

その他
事例調査
国内森林法

国内団体
認定検証
調査・アンケート
など

国内検証

業界団体説明会

事業者用パンフ

一般用パンフ

普及用DVD

海外用パンフ

第2回合法性・持続可能性証明システム普及事業WG会合 の議事概要について

1 日 時 平成 18 年 11 月 20 日（月） 13:00～15:00

2 場 所 永田町ビル会議室（東京都千代田区）

3 議事概要

（1）平成 18 年度合法性・持続可能性証明システム普及事業の状況について

事務局から平成 18 年度の普及事業について資料 2 により、説明会の開催、事業者認定状況（約 2,600 事業体認定）、パンフレットの作成配布状況（事業者向け、一般消費者向け併せて約 75,000 部既配布）、約 5 か国語のパンフレット作成、ホームページの開設及び今後の整備、商品フェア等での展示会開催状況、国際セミナーの開催計画などの説明がありました。

（2）ホームページ（合法木材ナビ）の運用について

事務局から資料 3 により違法伐採対策に関する情報の提供のためホームページ（合法木材ナビ）を 10 月 6 日に一般公開した旨説明がありました。また、認定団体が独自に書き込み出来る自立循環型ページ及び国際セミナーに関するページの拡充計画について説明がありました。

（3）シンボルマークの作成とその使用について

事務局から資料 4 により合法木材マークの作成と使用に関して、各委員からの意見及び事務局の見解等について説明が行われました。

NGO 5 団体の意見（別紙 1）、製紙連合会の意見（別紙 2）について関係委員から説明が行われた後、次のような意見交換が行われました。

- ① ガイドラインによる合法性の証明制度が定着していない段階でマークを作成し、貼付するのは時期尚早である。
- ② 合法木材の証明制度は合法性について最低限のチェックをする制度であり、マークの貼付は優位性を強調することになりかねないので、その作成の意義を認められない。
- ③ 使用基準、責任等について十分検討して関係者の合意を得た上で導入すべきである。
- ④ 文具類製造者、建設関係者等からマークの作成について要請がある。
- ⑤ 合法性の証明制度の定着に相当のエネルギーを使ってきており、グリーン購入法の対象物品となった合法木材製品の販売促進に寄与したい。
- ⑥ 違法伐採対策推進キャンペーン用のマークを先行して作成したい。
- ⑦ キャンペーン用のマークについては、各団体の認定制度を厳しくチェックしてクリアできた団体のみマークの使用を許可するとすれば、制度の底上げにもなるので否定はしない。

ただし、このようなマークの使用登録制度を作って運用する場合それなりの事務労力が必要となる。

以上のような意見交換について座長が次のとおり集約されました。

① 製品にマークを貼付することは時期尚早との意見もあるので見合わせる。
違法伐採対策推進キャンペーン用のマークの作成については、今後さらにWGで検討する。

② 事務局でマーク使用についてのチェック体制を検討してWGに提示する。

(4) 国際セミナーの開催について

事務局から資料5に基づき「違法伐採総合対策推進国際セミナー2007in 東京」(2007年2月26～27日)について説明が行われました。

委員から、招待講演者の中に木材輸出国だけでなく先進国調達側及びNGOの関係者も入れてほしい旨の要望が出されました。

事務局から先進国調達側及びNGOの関係者については来年以降の国際セミナーで考えたい旨説明がされました。